

(様式 2 - 2)

浦の浜漁港の指定施設に係る指定管理者の指定について

1 施設概要

施設名 浦の浜漁港の指定施設（田尻防波堤横泊地、磯草B防波堤横泊地、浦の浜栈橋横泊地①及び浦の浜栈橋横泊地③）

所在地 気仙沼市田尻地先（田尻防波堤横泊地）
気仙沼市磯草地先（磯草B防波堤横泊地）
気仙沼市田尻地先（浦の浜栈橋横泊地①）
気仙沼市田尻地先（浦の浜栈橋横泊地③）

2 募集期間

令和7年7月15日から令和7年8月29日まで

3 応募団体（1団体）

宮城県漁業協同組合

4 審査日程

第一次審査（書類審査） 令和7年9月22日から令和7年10月6日まで
第二次審査 令和7年10月30日

5 審査方法

令和7年10月30日に宮城県水産林政部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	- 施設の設置目的を踏まえた管理運営方針になっているか。 - 人員体制及び配置計画は、施設の業務に十分対応できるものであるか。 - 施設の維持管理計画が適正であるか。 - 現金の取扱等、使用料の管理は適切であるか。 - 利用者サービス向上に向けた取組計画が計画されているか。 - 利用者の増加に向けた取組がなされているか。 - 事故の防止対策、事故が発生した際の体制づくりが的確になされているか。 - 防犯及び防災に対する対応体制が適切か。 - 個人情報保護の考え方は適切か。 - 情報の管理体制は適切か。	40点
申請者の能力	- 安定的な運営が可能となる人的能力を備えているか。 - 安定的な運営が可能となる経済的な基盤を備えているか。 - 施設の管理実績は十分か。 - 事業に対する取組姿勢は適正か	40点
収支計画	- 経費の積算、配分等が適切であり、実現性・具体性があるか。 - 宮城県の見込んでいる金額を超えていないか。 - 施設の管理、運営以外の目的に費用が計上されていないか。	20点

6 選定委員の氏名等

	氏 名	所属・職
委 員 長	佐 藤 崇	宮城県水産林政部副部長（技術担当）
副 委 員 長	伊 藤 栄 明	宮城県小型船安全協会会長
委 員	斎 藤 ま ゆ み	有限会社まるきた商店代表取締役
委 員	清 水 仁 美	ヒトミコンサルティング代表
委 員	日 下 啓 作	宮城県水産林政部水産業基盤整備課長

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合 計	摘 要
宮 城 県 漁 業 協 同 組 合	計画の内容及 び実現性	2 7	2 8	2 5	2 7	2 7	1 3 4	指定管理者 候補者
	申請者の能力	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	1 5 0	
	収支計画	1 2	1 4	1 2	1 2	1 3	6 3	
	合 計	6 9	7 2	6 7	6 9	7 0	3 4 7	

8 指定管理者候補者の指定管理予定価格（収支計画）

収入総額 3 3 0,0 0 0 円（うち県指定管理料 3 3 0,0 0 0 円）

支出総額 3 3 0,0 0 0 円

9 指定管理者候補者

団体名 宮城県漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 寺沢 春彦

所在地 石巻市開成1番27

10 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

11 選定理由

- （1） 管理運営を行う人材体制が適切に計画されている。また、事務所が当該施設の近隣に存在することにより、即応性が確保され、利用者の利便性や安全対策についても、必要な知識や技能を有するなど、適正な計画であると認められた。
- （2） 当該団体は、海に精通した職員で組織され、また、これまでも指定管理者として適正に管理を行っているなど、指定管理者としての能力を充分有していると認められた。
- （3） 収支計画については、経費の節減を図り、効率的な管理運営ができるものと認められるなど、県への貢献が期待できる。

12 指定管理者候補者の指定の手続

宮城県水産林政部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和7年11月県議会の議決を経た上で、令和7年12月18日に指定管理者に指定した。